一宮監公表第８号
2026（令和８）年11月19日

一宮市監査委員　　長谷川　伸　二
同　　丹　羽　　達
同　　横　井　忠　史

出資団体に対する監査結果報告について

地方自治法第199条第７項の規定に基づき、出資団体に対する監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

なお、地方自治法第199条の２の規定に基づき、平松邦江監査委員を除斥して実施しました。

出資団体に対する監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査として、出資団体に対する監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第１　監査の概要

１　監査の対象

（１）対象出資金等

出資金（出資額10,000,000円　一宮市100％出資）

公共事業等代替地管理事業負担金（2025年度交付額1,916,965円）

（２）出資団体

一宮市土地開発公社

（３）所管課

建設部建設総務課

（４）対象範囲

ア　出資団体の2025年度事務執行状況のうち、市が交付している出資金等に係る出納その他の事務の執行状況

イ　前記団体に対する所管課の出資金等交付事務

２　監査の主な着眼点

（１）団体関係

ア　定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ　出資目的に沿った事業運営が行われているか。

ウ　事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部局へ提出した出資金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

エ　出資金等の請求、受領は適時に行われているか。

オ　出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

カ　収支の会計経理は適正か。

キ　内部統制は有効に機能しているか。

ク　備品、土地等の財産管理は適切か。

ケ　資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

コ　経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。

（２）所管課関係

ア　出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ　出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ　出資金等交付要綱等は適正に整備されているか。

エ　出資金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

オ　出資金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

カ　出資金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性、効果等について、実績報告書等により確認されているか。

キ　精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。

ク　出資金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

ケ　出資金等の必要性を見直す仕組みがあるか。

３　監査の主な実施内容

あらかじめ監査の対象となった出資団体及び所管課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

（１）書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

（２）説明の聴取

出資団体、その事務を所管する部長等関係職員から説明を聴取した。

（３）実地調査

必要な事項について実査等を行った。

４　監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による事前調査	監査事務局	2026年８月10日～同年11月５日
監査事務局による実地調査	一宮市土地開発公社、建設総務課	2026年９月２日、同月３日
監査委員による本監査	本庁舎903会議室	2026年11月13日

第２　監査の結果

以上のとおり監査した限り、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

［留意事項］

一宮市土地開発公社

○決算報告における財産目録の未提出について

一宮市土地開発公社定款第17条第1項第4号において、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書は、理事会の議決を経なければならないと規定されているが、財産目録について理事会に提出されていなかった。

定款にのっとり、適正な事務処理をされたい。

［付記事項］

今回の監査を踏まえ、地方自治法第199条第10項に基づく監査委員の意見を以下に記述する。

○一宮市土地開発公社における土地の長期保有及び借入金利息について

一宮市土地開発公社（以下「公社」という。）が保有する土地全38筆について、取得後相当の期間が経過しているにもかかわらず、事業計画の変更等により取得時と異なる目的で利用されているものが見受けられた。

取得目的が実現しないまま長期保有を継続することは、土地の有効活用を阻害するだけでなく、公社本来の目的に反するおそれがある。

また、土地全38筆のうち12筆については、金融機関からの借入で取得されており、その支払利息を資産計上しているため、借入金利息及び土地の時価の今後の推移によっては、継続的に発生する借入金利息が将来的な市の負担となるおそれがある。

公社においては、長期保有状態となっている土地について、早期解消に向けて市と協議されたい。

所管課においては、公社が保有する土地の利用状況等を的確に把握し、長期間にわたり取得時と異なる目的で利用されている土地については、公

社と協議の上、具体的な対応を事業担当課や財政部局と折衝されたい。また、保有期間の長期化に伴う維持管理費及び借入金の利息負担の増大を踏まえ、土地の保有継続の必要性について定期的に検証し、財政的負担の計画的な軽減に努められたい。

以上